

最高裁が問われていること 闘うためのポイント

2023年11月20日

添田孝史

@東京・弁護士会館クレオ

問題の中心は、いうまでもなく予見可能性を巡る問題である。

指定弁護士 上告趣意書 p.2

神戸は活断層直上
研究者は知っていた

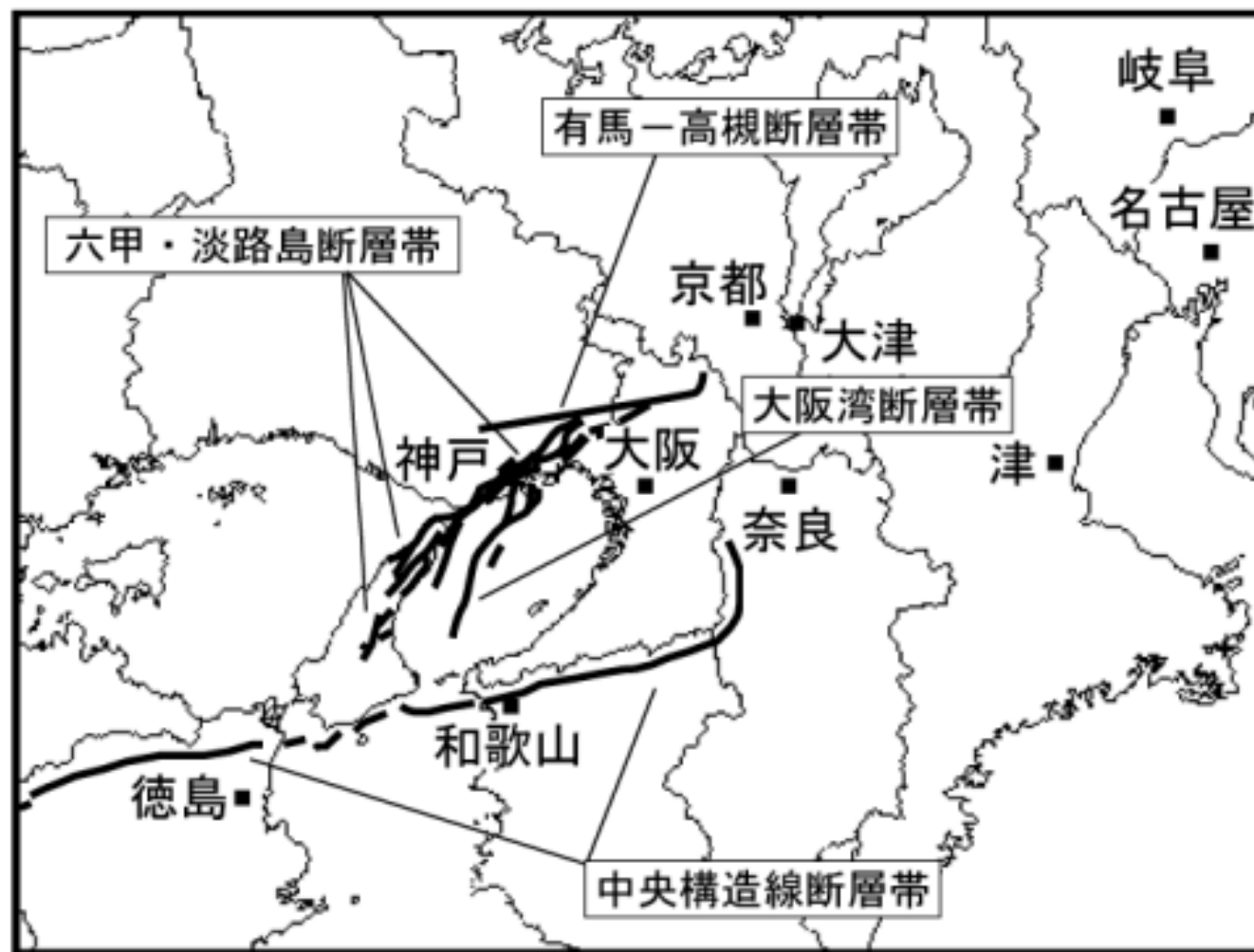


図 1 - 2 六甲・淡路島断層帯，有馬-高槻断層帯，大阪湾断層帯
及び中央構造線断層帯の位置関係概略図

https://www.jishin.go.jp/main/chousa/katsudansou_pdf/79_rokko_awaji.pdf

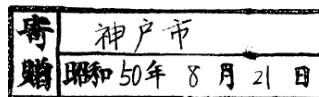
神戸と地震

大阪市立大学 笠間 太郎
京都大学 岸本 兆方



昭和 49 年 11 月

神戸市総務局
神戸市土木局



研究者は直下地震 を警告していた

神戸市周辺にみられる複雑な断層系は、有史時代の記録こそ少ないが、長い地質時代において地震が繰り返して発生した場所の証拠ともなる。活断層の数多くある神戸市周辺においても今後大地震が発生する可能性が充分ある。



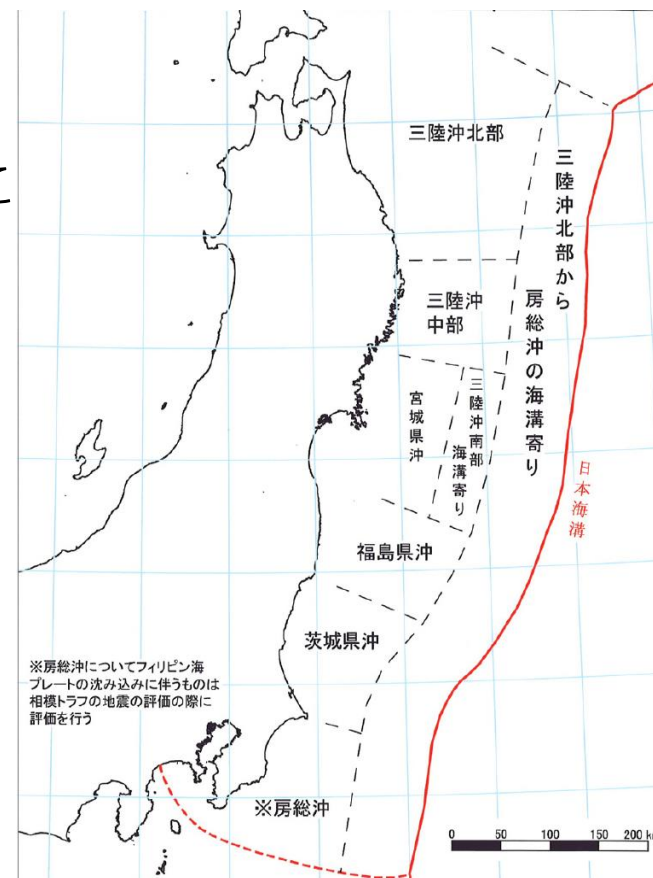
神戸市東灘区の阪
神高速倒壊現場で
1995年1月18日
写真提供・神戸市

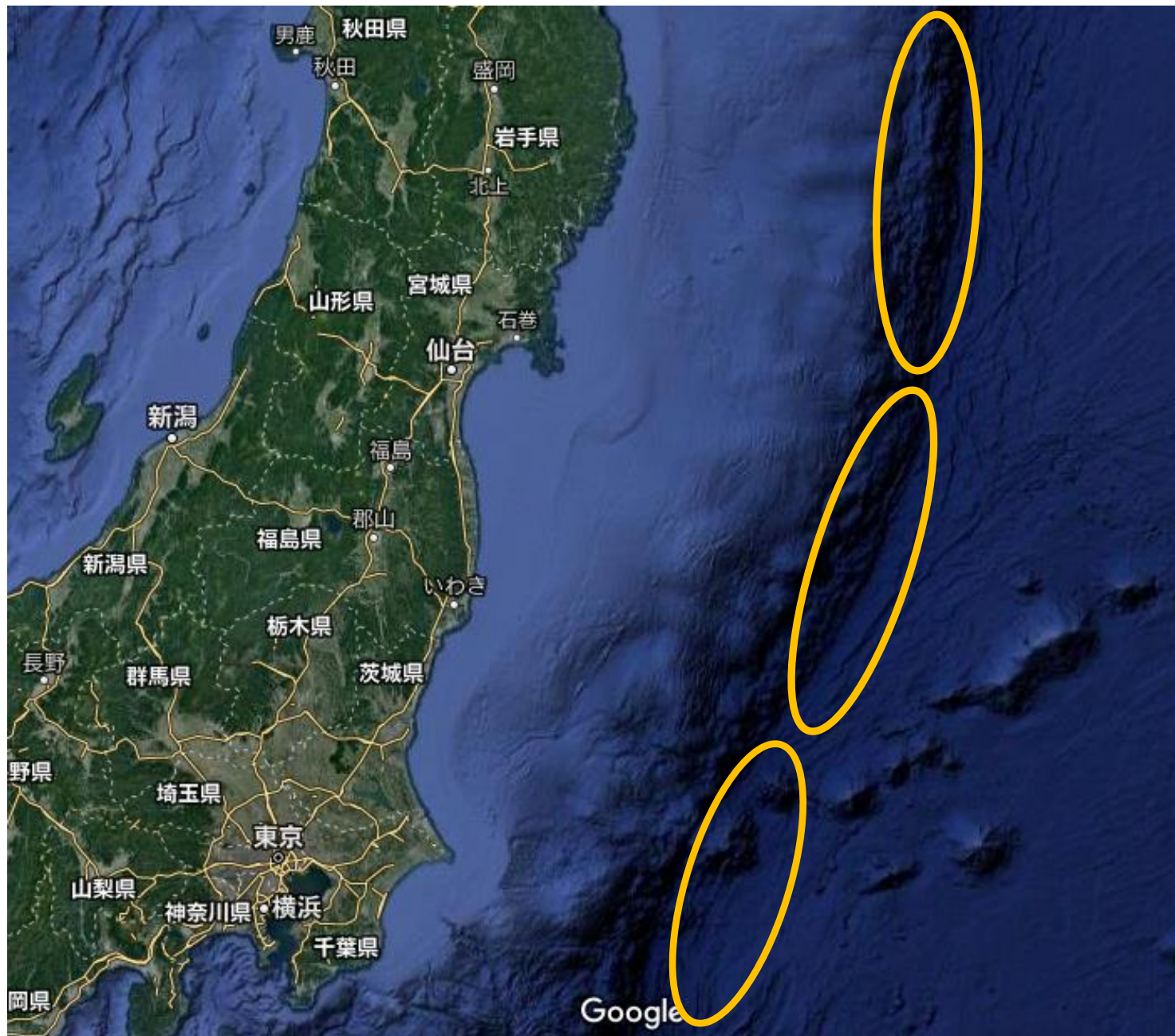
地震調査研究推進本部

添田撮影

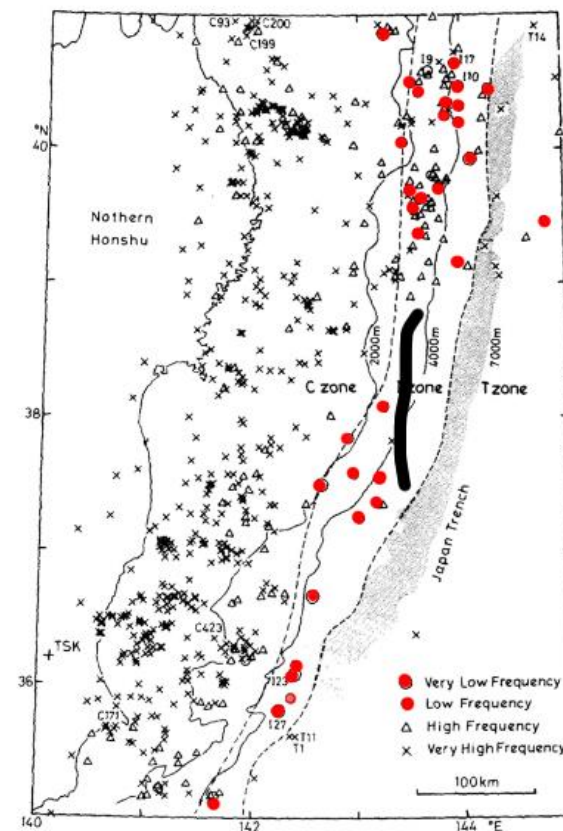
2002年7月31日 長期評価の公表

政府の地震本部
日本海溝寄りのどこで
もM8級津波地震が起こ
りうると予測





福島沖でも
津波地震は起
きるだろう



Fukao & Kanjo(1980) のFig.2に加筆

高裁判決は日本海溝を「推定無罪」にした

- 「長期評価の見解は、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったとまでは認められない」
(24ページ)
- 「そのような水位の津波襲来について現実的な可能性があると認識させるような性質の情報であったと認定するには合理的な疑いが十分に残ると言わざるを得ない」 (27ページ)

活断層や海溝は「推定有罪」

耐震設計上考慮する活断層としては、後期更新世（12～13万年前）以降の活動が**否定できないもの**とする。

耐震設計審査指針 2006年9月19日

→疑わしい断層（否定できないもの）は、地震を起こすことを想定する。地震の予測は難しいので、地震を確実に起こさない（その証拠が地層にある、白）断層以外は、「地震を起こす」（黒）とみなす。

原子力のルールでは、「グレーは黒」、無罪のはっきりした証拠がない限りは疑う、推定有罪（地震を起こすかも）

「否定できないなら取り入れざるを得ない」

推本に対する東電のスタンスについて (メモ)
(██████からのヒヤ)

日本原電の担当者が、
2007年12月10日、長期
評価の取り扱いについて
東電に尋ねたメモ

日本原子力発電の元社員・
安保秀範氏の証人尋問調書
<https://database.level7online.jp/items/show/68>

- 推本の取り扱いについてはこれまで確率論で取り扱ってきたが、確定論で取り扱わざるおえないのではないかと考えている (██████まで確認)。
- これまで原子力安全・保安院の指導を踏まえても、推本で記述されている内容が明確に否定できないならば、BCに取り入れざるおえない。
- 今回の BC で取り入れないと、後で不作為であったと批判される。
- 津波評価についても、推本で記述しているものは BC に取り入れるということを、全社大で確認する必要がある (今後、土木 WG で確認するという段取りか)。
- 今後の進め方について (██████) と相談する。

「グレーは黒」ルール 2006年指針から

原子力安全委員会の指針	耐震設計審査指針 2006年9月	耐震設計審査指針 1981年7月
どんな断層 （地震）を想定するか	耐震設計上考慮する活断層としては、後期更新世（12～13万年前）以降の活動が否定できないものとする。	過去の地震の発生状況、敷地周辺の活断層の性質及び地震地体構造に基づき工学的見地からの検討を加え、最も影響の大きいものを想定する。

高裁は原発のルールを理解していない

グレーゾーンも含めて想定する（耐震指針2006）



地震を起こす
確実度・切迫性 **高**



低



現実的な可能性がある地震だけ想定すればいい
それ以外の地震は想定しなくても責任なし
（東京高裁判決）

三浦裁判官の反対意見

- （長期評価は）それまでに得られている科学的、専門技術的知見を用いて適切な手法により行われたことについて、**基本的な信頼性が担保されたもの**ということができる。
- 長期評価にも不確かさが存在することは否定できない。しかし、このような自然現象の予測が困難であって、不確実性を伴うことは、むしろ当然のことといってもよい。
- 確立した見解に基づいて確実に予測される津波に限られるものではなく、最新の知見におけるさまざまな要因の不確かさを前提に、これを保守的に（安全側に）考慮して、深刻な災害の防止という観点から合理的に判断すべきものである。

「現実的な可能性」を要求する誤り

「通常は『具体的可能性』という言葉を使っている。

『現実的な可能性』について高裁は説明していないが、仮に切迫性や確実性の高いものとする、地震が明日確実に起こるといような情報を、現代社会の中で我々が入手することは不可能なので、そうだとすると、自然災害について、過失犯は問えなくなる、それは刑法理論としておかしい」

指定弁護士 神山啓史 2023年9月13日の記者会見で

日本海溝の長期評価について判決の比較

	刑事訴訟 東京高裁判決 (23年1月)	株主代表訴訟 東京地裁判決 (22年7月)	避難者訴訟 最高裁判決（第二小法廷） (22年6月)	
			三浦守裁判官の反対意見	多数派判決
地震本部 の長期評 価 (2002) は想定す べきか	現実的な可能性を認識を備えた情報であったとは認められない。結果の予見を義務付け、これによらなければ業務上過失罪が成立するというに足りるまでの <u>十分な根拠等を伴うような性質の情報であったということについて合理的な疑いを超える証明は、不十分である。</u>	地震本部の目的・役割、メンバー構成や議論のプロセス、一定の理学的根拠を示していることなどから、 <u>相応の科学的信頼性がある。</u> 原発を運転する会社の取締役として、長期評価の知見に基づく津波対策を講ずることを義務付けられるものだった。	地震に関する総合的な評価の一環として、三陸沖から房総沖にかけての将来の地震活動の発生に関する評価を行なったものであり、それまでに得られている科学的、専門技術的知見を用いて適切な手法により行われたことについて、 <u>基本的な信頼性が担保されたもの</u> といえることができる。	（長期評価に基づく津波高さの計算値は）安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものと <u>して、合理性を有する試算であった</u> といえる。

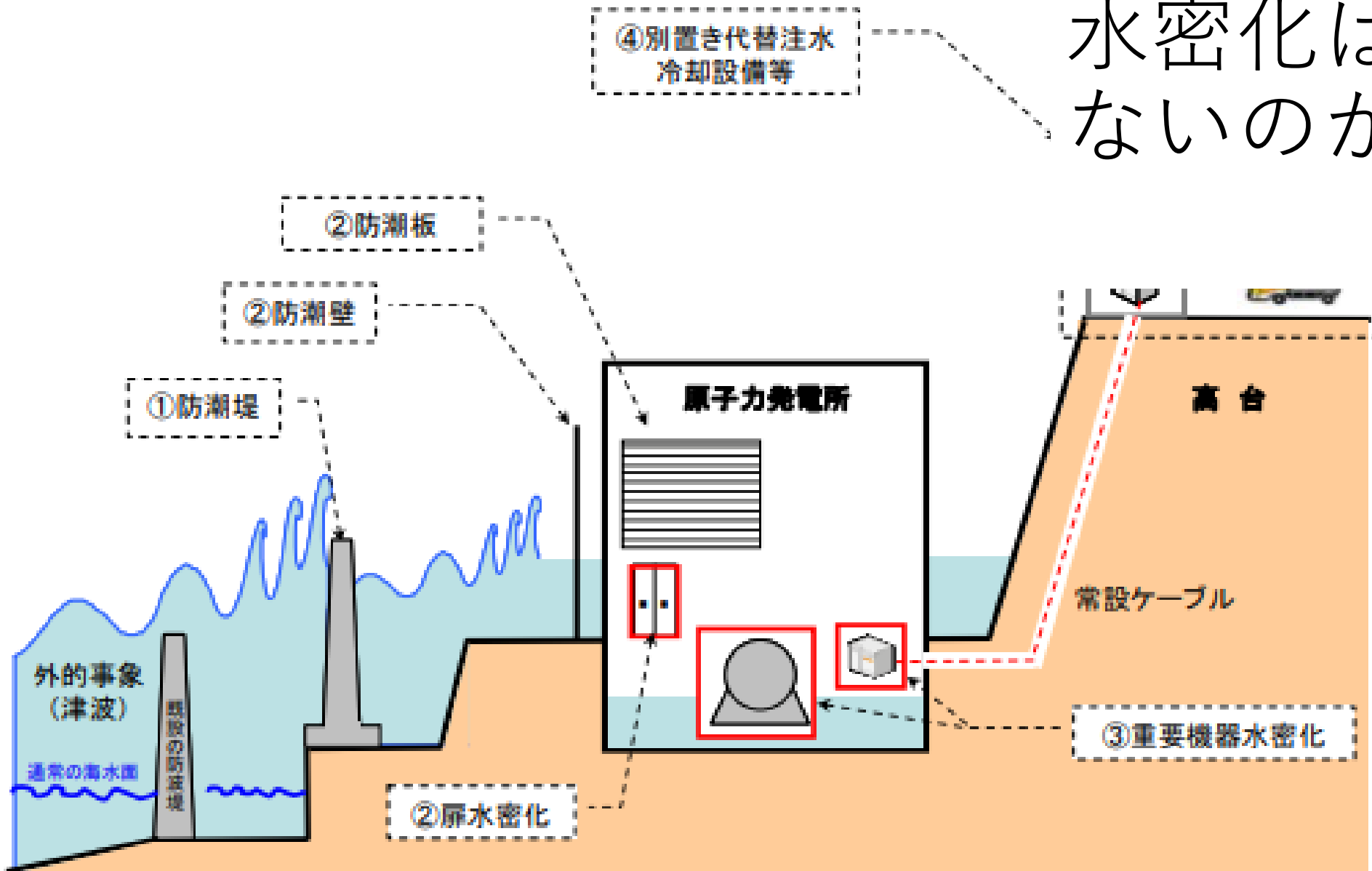
貞観地震も 「推定無罪」にした

調査等が進み、急速に充実した知見となりつつあったことがうかがわれるが、東京電力が2008年11月に得ていた試算では津波の高さは9m前後とされていたし、2010年当時の最新論文でも福島県沿岸等についてはさらなる調査が課題とされており、本件発電所の津波水位評価に貞観地震タイプの波源を設定することが要求されるような知見の成熟があったという証明は不十分である。

(判決要旨p.3)



水密化は効き目 ないのか



東京電力株式会社
「福島原子力事故調
査報告書」2012年6
月20日 p.326から
http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120620j0303.pdf

多重の防水で水
位・水圧は下がる



第4.1.3-1図(4) 福島第一原子力発電所2号機地下1階平面図



「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告（その2）
2011年7月8日東京電力」4-43
<https://web.archive.org/web/20130219114118/http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/disclosure/kaijiseikyu/files/39/39-1.pdf>

東電のライブラリー 2012年9月11日掲載
<https://photo.tepco.co.jp/date/2012/201209-j/120911-27j.html>

水密化の審理尽くさず「支離滅裂」の判断

渡辺敦雄氏は、東芝の原子力事業部に約20年間所属し、福島第一3号機や5号機の基本設計に携わった。

株主代表訴訟で2021年2月、4月に証言。

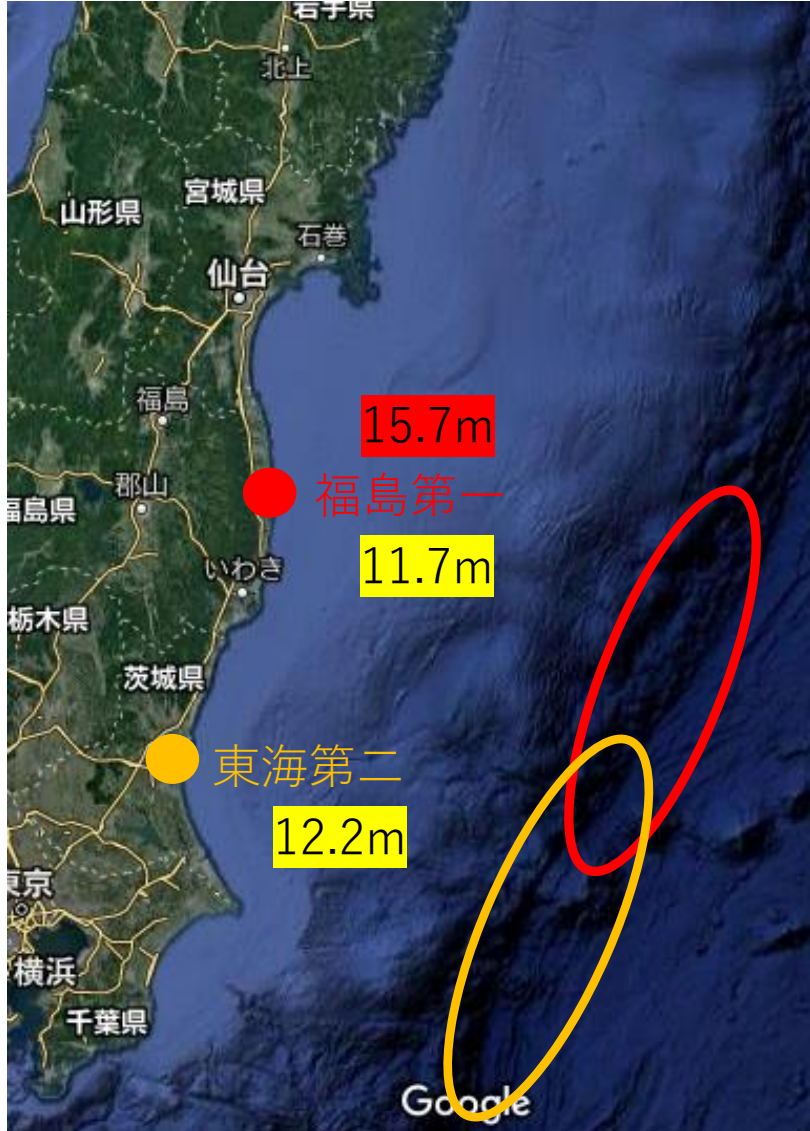
指定弁護士は、水密化が事故前にすでに確立し、よく知られていた技術であるという事実を、渡辺氏を証人にして明らかにしようとしていたが、東京高裁は証人尋問を認めなかった。

証人を却下しておきながら、高裁判決は水密化が有効であることについて「指定弁護士側が立証できていない」と判決で書いた。

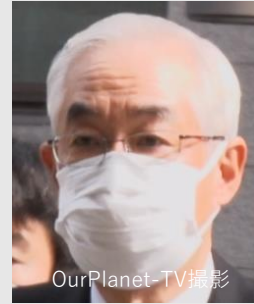
「事実取り調べ請求を却下しておきながら、立証がなされていないなどというのは、まさしく支離滅裂と評すべき以外の何物でもない」

(上告趣意書 p.117)

東電と原電の経営者の動きを比べると



2008年夏



「研究しよう」



OurPlanet-TV撮影



出典：東京電力

2008年～2010年

土木学会で時間稼ぎ
専門家への根回し
情報隠し

2011年3月11日



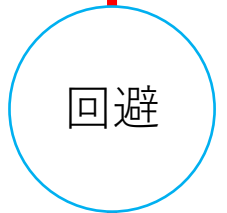
すぐ対策



日本原電取締役
市村泰規

(東電の「研究」判断を聞いて)
こんな先延ばしでいいの
か。なんでこんな判断す
るんだ❗

建屋の水密化
海水ポンプ防護壁の嵩上げ
海沿いの盛土
非常用発電機の高所設置



間違いだらけの恥ずかしい支離滅裂な 高裁判決を確定させてしまっているのか

- 指定弁護士が指摘するポイントに、最高裁はどう答えるのか、答えさせるか、注目。
- 草野裁判官、これでいいのか（意見書）
- 2022年6月17日の損害賠償請求の最高裁判決も、多数派のずさんな判断は広く批判されている。刑事責任でもいい加減な判断をすると、恥ずかしいぞ、最高裁。